

企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第6号

企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年鳥取県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（給料月額の特例）</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける企業局企業職員（企業局企業職員のうち、任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「企業局特定任期付職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給料月額は、給与規程第3条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条第1項、給与規程第3条第3項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。）第2条第1項、給与規程第5条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第11項、給与規程第5条第2項の規定によりその例によることとされる現業給与規則第3条の2第4項及び第5項、企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県企業管理規程第5号）附則第3項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成17年鳥取県規則第89号）附則第7項並びに給与規程第20条の規定によりその例によることとされる給与条例第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」と</p>	<p>（給料月額の特例）</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける企業局企業職員（企業局企業職員のうち、任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「企業局特定任期付職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与月額は、給与規程第3条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条第1項、給与規程第3条第3項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。）第2条第1項、給与規程第5条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第11項、給与規程第5条第2項の規定によりその例によることとされる現業給与規則第3条の2第4項及び第5項、企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県企業局管理規程第5号）附則第3項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成17年鳥取県規則第89号）附則第7項並びに給与規程第20条の規定によりその例によることとされる給与条例第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」と</p>

<p>いう。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>(1) <u>局長の職を占める職員</u> <u>100分の4</u></p> <p>(2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの <u>100分の2</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の3</u></p> <p>2 略</p> <p>(管理職手当の額の特例)</p> <p>第3条 特例期間における職員の管理職手当の額は、給与規程第14条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>(企業局特定任期付職員の給与の額の特例)</p> <p>第5条 特例期間における企業局特定任期付職員の給料月額、給与規程第3条第2項及び第20条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に<u>100分の3</u>を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第2条第2項第1号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。</p> <p>2 特例期間における企業局特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、給与規程第16条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に<u>100分の3</u>を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>いう。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>(1) <u>管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が100分の25であるもの</u> <u>100分の5</u></p> <p>(2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの <u>100分の3</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の4</u></p> <p>2 略</p> <p>(管理職手当の額の特例)</p> <p>第3条 特例期間における職員の管理職手当の額は、給与規程第14条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。<u>ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により定められた額とする。</u></p> <p>(企業局特定任期付職員の給与の額の特例)</p> <p>第5条 特例期間における企業局特定任期付職員の給料月額、給与規程第3条第2項及び第20条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に<u>100分の4</u>を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第2条第2項第1号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。</p> <p>2 特例期間における企業局特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、給与規程第16条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に<u>100分の4</u>を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>3 略</p>
--	---

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。